(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

1 佐世保工業高等専門学校教職員(非常勤教職員を含む。以下「教職員」という。)の給 与の口座振込については、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員給与規則第4条第 2項によるほか、この要領により行うものとする。

(口座振込の申出)

- 2 給与の口座振込については、教職員の申出に基づいて行うものとする。 (口座に振り込む給与)
- 3 教職員の口座に振り込む給与は、当該教職員が給与の支給日(以下「支給日」という。) に預金口座から引き出せるよう振り込むものとする。

(口座の種類)

- 4 教職員の給与を振り込める口座は、全国銀行協会に加盟している金融機関の店舗に設けられた当該教職員名義の普通預金口座又は当座預金口座のうち一口座とする。
 - (口座振込等の申出方法)
- 5 教職員の給与の口座振込、振込口座の申出(変更)をする場合は、別記様式の給与の口座振込申出書により、必要事項を記載の上、口座振込等を希望する月の前月の25日までに、総務課人事係の給与事務担当者(以下「給与事務担当者」という。)に提出して行うものとする。

(申出の審査及び通知)

- 6 給与事務担当者は、教職員から口座振込の申出があったときは、次により当該書類を審査し、不備がないときは、当該教職員にその旨通知するものとする。
 - 一 教職員の指定する口座が、当該教職員の口座であること。
 - 二 口座振込ができる金融機関の普通預金口座又は当座預金口座であること。
 - 三 その他、口座振込の始期等必要な事項の記載があること。

(職員に対する通知)

7 給与の口座振込及びその明細の通知は、給与事務担当者が、支給日に当該教職員に給与 支給明細書を交付して行うものとする。

附則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附則

- この要領は、平成19年7月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成22年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成24年7月1日から施行する。 附 則
- この要領は、令和3年11月1日から施行する。